

官民競争入札等管理委員会
ヒアリング資料

平成 20 年 10 月

林野庁 国有林野部

1 国有林野の概要

- (1) 国有林野事業は、国民共通の財産である国有林野を管理経営。
- (2) 国有林野面積は、我が国の森林面積の約3割、国土面積の約2割を占める759万ha
- (3) 国有林野の大部分が脊梁山脈や水源地域に広く位置していることから、公益的機能の発揮を重視すべき森林が多い。

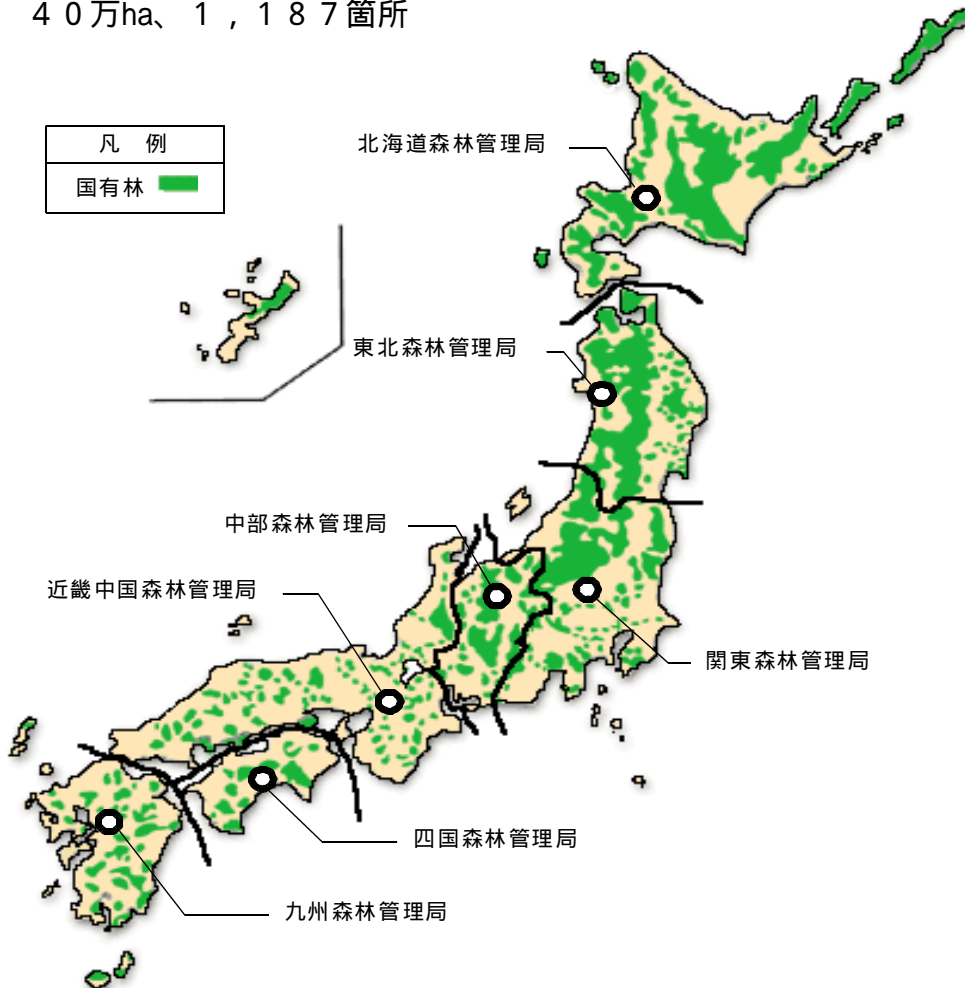
保安林面積 661万ha (国有林野面積の約9割)

森林生態系保護地域等保護林面積

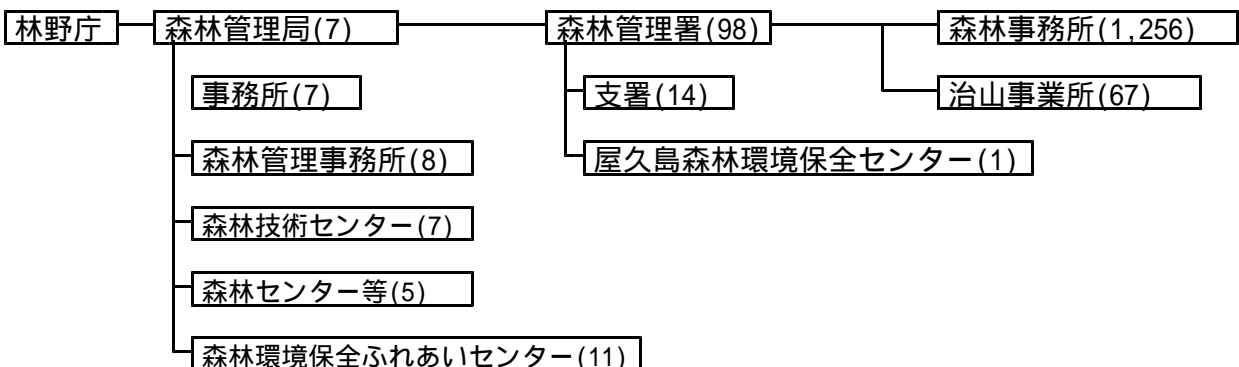
78万ha、833箇所 (屋久島、白神山地、知床等)

レクリエーションの森

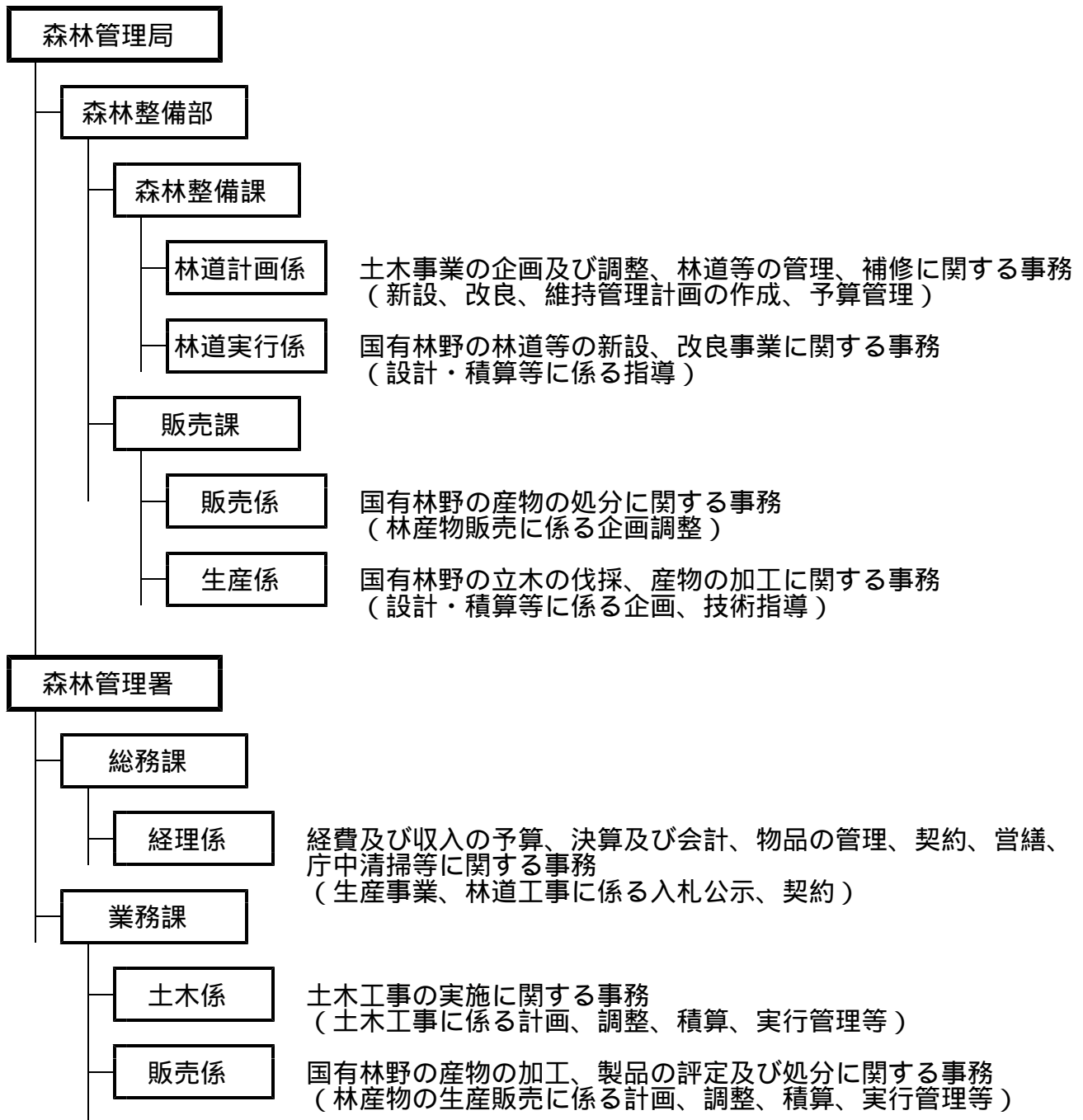
40万ha、1,187箇所



2 国有林野事業の組織



3 事業担当組織図（国有財産（林産物）の売払い、林道の新設・改良）



4 業務の概要

国有財産（林産物）の売払業務

林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全等に十分な配慮を行いながら、持続的・計画的な供給に努めることとしている。

売り払いに当たっては、財務の健全性の向上はもとより、国産材の需要開拓等政策的な課題に資するよう、市況や民有林の動向等諸情勢を踏まえた総合的な検討が必要な計画、予算の執行に係る入札契約及び検査等、国として真に必要な業務を除き、丸太の製造や売払いを民間に外注しているところである。

林道の新設・改良業務

林道は、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的におこなうために必要な施設であるとともに、森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとっても重要な役割を果たしている施設である。

林道の整備については、こうした役割をふまえ、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう計画的に整備しており、新たに林道を設置するものを新設事業、既設の林道の効用又は機能を増大（幅員の拡張、路面舗装等）させるものを改良事業としている。

事業の実行に際しては、森林の公益性や利用状況等を踏まえた総合的な検討が必要な計画、予算の執行に係る入札契約及び検査等、国として真に必要な業務を除き、調査設計、工事を民間に外注しているところである。

5 予算規模（平成20年度予算）

林産物の売払

生産事業（丸太の製造等） 42億円

販売事業（丸太の売払い） 14億円

林道新設・改良 70億円

6 外部委託の状況（平成19年度）

林産物の売払

生産事業 100%（民間林業事業者による実行）

販売事業 75%（市場の地理的条件により困難な場合を除き民間木材市場へ委託）

林道新設・改良

調査設計 100%（民間測量コンサルタント業者による実行）

新設・改良工事 100%（民間建設業者による実行）

7 市場化テスト（民間競争入札）の実施の可否について

同事務・事業については、既に民間競争入札に移行済みである。

また、国有林野事業においては、約1兆円の債務処理に向けて、職員数の適正化（H10：137百人 H19：65百人）や民間委託化（直営実行 民間実行）等を着実に徹底してきているところ。